JCHO若狭高浜病院附属訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「JCHO」という)が開設する若狭高浜病院 附属訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が実施する指定訪問看護の事業(以下「事業」という)の 適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定める。また、事業所の保健師または看護師(以下「看護師等」という)が、かかりつけの医師(以下「主治医」という)が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という)の必要を認めた利用者に対し、利用者の意思及 び人権を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問看護等を提供し、在宅療養生活が円滑に継続できるよう、家族と共に支援する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する指定訪問看護等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回 復を図るものとする。
- 2 利用者の病状、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設置し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 JCHO若狭高浜病院附属訪問看護ステーション
 - (2) 所在地 福井県大飯郡高浜町宮崎第87号14番地の2

(従業者の職種、員数、勤務内容)

- 第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 看護師等 1名(常勤職員、看護師等と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務実施の 把握、その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 看護師等 常勤換算 2.5 人以上(うち 1 名管理者と兼務) 看護師等は、主治医の指示書とケアプランや情報提供書に基づき、訪問看護計画書を作成し、当該 計画に基づき指定訪問看護等を行い、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制 24 時間常時電話等による連絡、相談が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10)その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該 指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記 載の割合に応じた額とする。
 - 2 その他の利用料は次のとおりとする。
 - (1) 利用者の選定に基づき提供される、特別の訪問看護サービスにかかる差額の費用
 - ①1 訪問につき2時間を越えたサービス
 - ・午後10時から午前7時の時間帯2時間を越える30分毎に2,000円を加算する。
 - •その他の時間帯
 - 2時間を越える30分毎に1,000円を加算する。
 - ②死後の処置 1体につき10,000円(税別)とする。
 - ③営業日以外に訪問要請に応じた場合は、上記の外に1訪問2,000円を加算する。 (医療保険対象者の場合のみ)
 - 3 指定訪問看護等を開始するにあたり、利用者又はその家族に対し、費用の内容及び金額について別途定める「重要事項説明書」等による説明を行い、同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高浜町、おおい町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、 必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者

- の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の 衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるも のとする。

(苦情の処理)

第12条 事業所は、提供した指定訪問看護等に関する利用及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ 適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家 族に説明をするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 事業所は、指定訪問看護等の提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族など高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面にて得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 従業者の資質向上を図るための研修・研究の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報、秘密を、保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措 置を講じるものとする。

- 6 事業所は指定訪問看護等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 事業の運営に関しては、政省令及び通知に基づくものとし、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院との協議に基づき定めるものとする。

「附則」

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年1月20日改正する
- この規程は、平成18年4月1日改正する
- この規程は、平成18年11月1日改正する
- この規程は、平成23年11月1日改正する
- この規程は、平成24年4月1日改正する
- この規程は、平成26年4月1日改正する
- この規程は、平成27年4月1日改正する
- この規程は、平成27年8月1日改正する
- この規程は、平成28年4月1日改正する
- この規程は、平成30年8月1日改正する
- この規程は、令和元年10月1日改正する
- この規程は、令和6年3月1日改正する
- この規程は、令和7年9月22日改正する